



資料編

資料編のもくじ

1 ごみ減量・再資源化について

p1 (1) 3R (スリーアール) とは

p1 (2) 吹田市の家庭系ごみ処理の流れ

p3 (3) 吹田市のごみ排出量推移

2 吹田市のごみ減量の取組 (家庭系)

p4 (1) 再生資源集団回収報償金支給制度

p4 (2) ごみの減量・再資源化啓発活動

p4 (3) 環境表彰

p4 (4) エコイベント宣言

p4 (5) 家庭系廃食用油回収

p5 (6) フードドライブ

p5 (7) 使い捨てコンタクトレンズ空ケース回収

p5 (8) その他

3 廃棄物減量等推進員に関する要領、会則、その他法令等

p6 (1) 吹田市廃棄物減量等推進員設置要領

p7 (2) 吹田市廃棄物減量等推進員地区代表者連絡会会則

p9 (3) 吹田市廃棄物減量等推進員〇〇地区連絡会会則 (準則)

p10 (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (抜粋)

p10 (5) 吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (抜粋)

p11 (6) 吹田市環境基本条例 (抜粋)

p11 (7) 環境基本法 (抜粋)

1 ごみ減量・再資源化について

(1) 3 R (スリーアール) とは

● 3 Rとは、Reduce (リデュース=発生抑制、出るごみを減らす)、Reuse (リユース=繰り返し使う)、Recycle (リサイクル=再資源化する) のことです。

例えば…

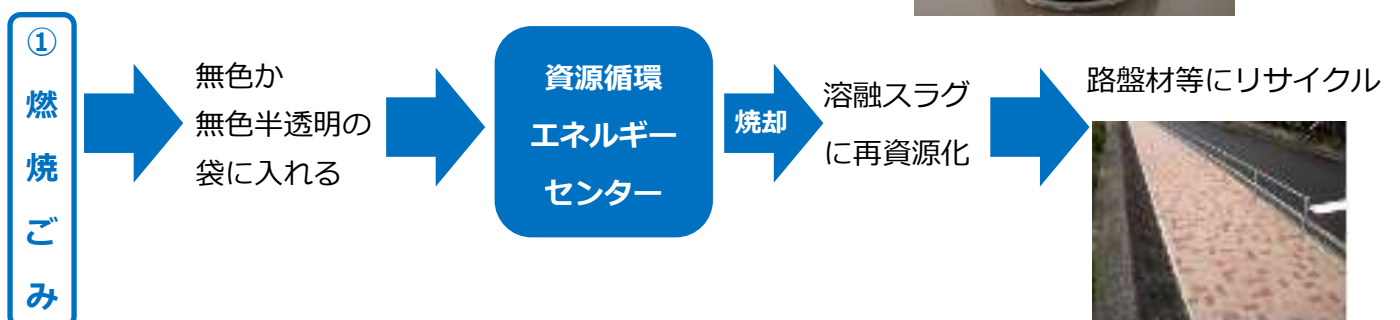
Reduce	➡	食材は適量を購入し、食べ残しが出ないようにしよう！ 買物にはマイバッグを持参し、レジ袋は断ろう！
Reuse	➡	要らなくなったものは必要とする人へ譲ろう！ 使えるものは最後まで使い切ろう！
Recycle	➡	資源ごみの分別や集団回収に協力しよう！ リサイクルした原料が使用されている商品を選択しよう！

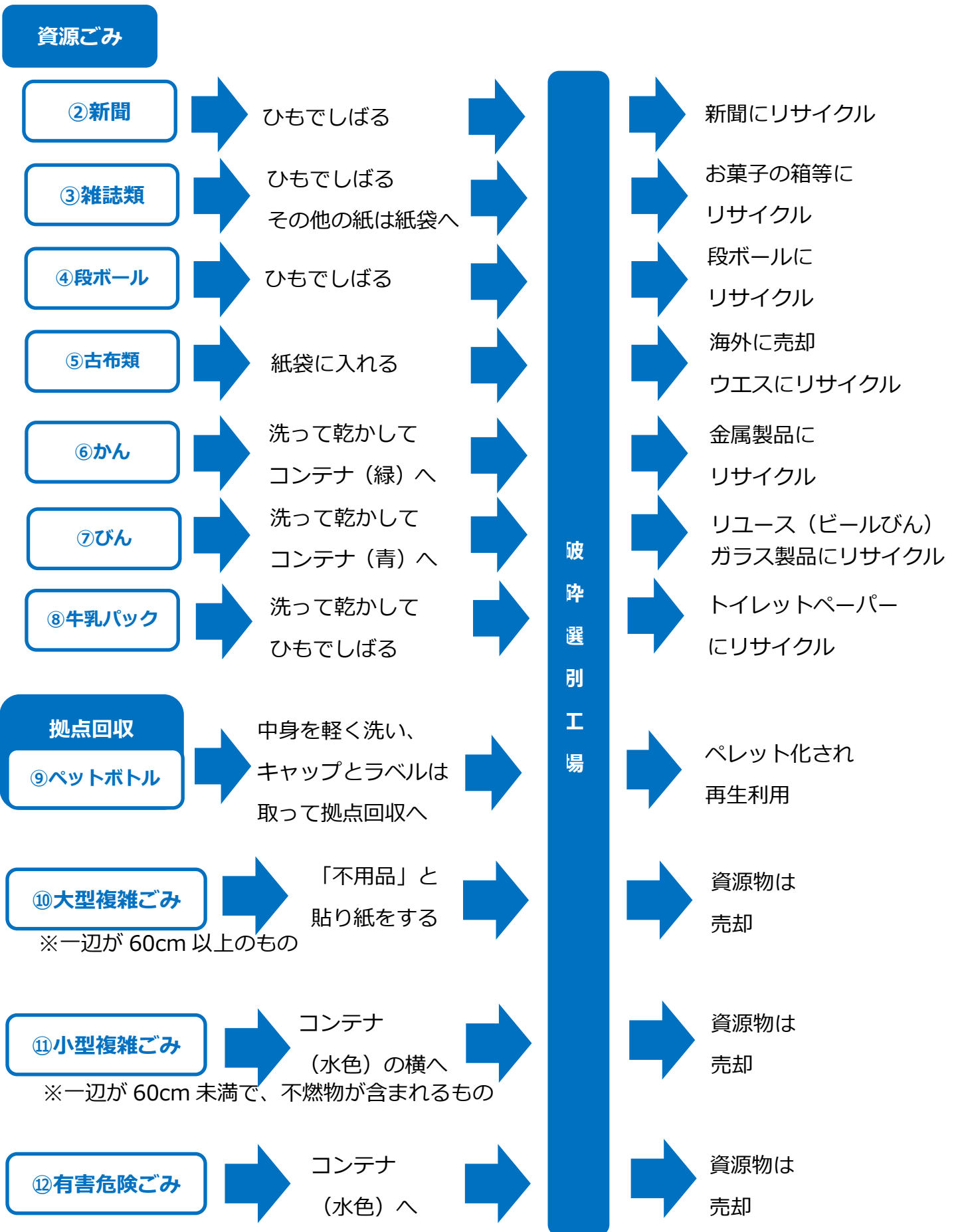
(2) 吹田市の家庭系ごみ処理の流れ

●吹田市では家庭系ごみの 12 種類への分別をお願いしています。

● 燃焼ごみは資源循環エネルギーセンターで焼却され、スラグという物質に再資源化され、半分ほどが路盤材等の用途で売却されています。

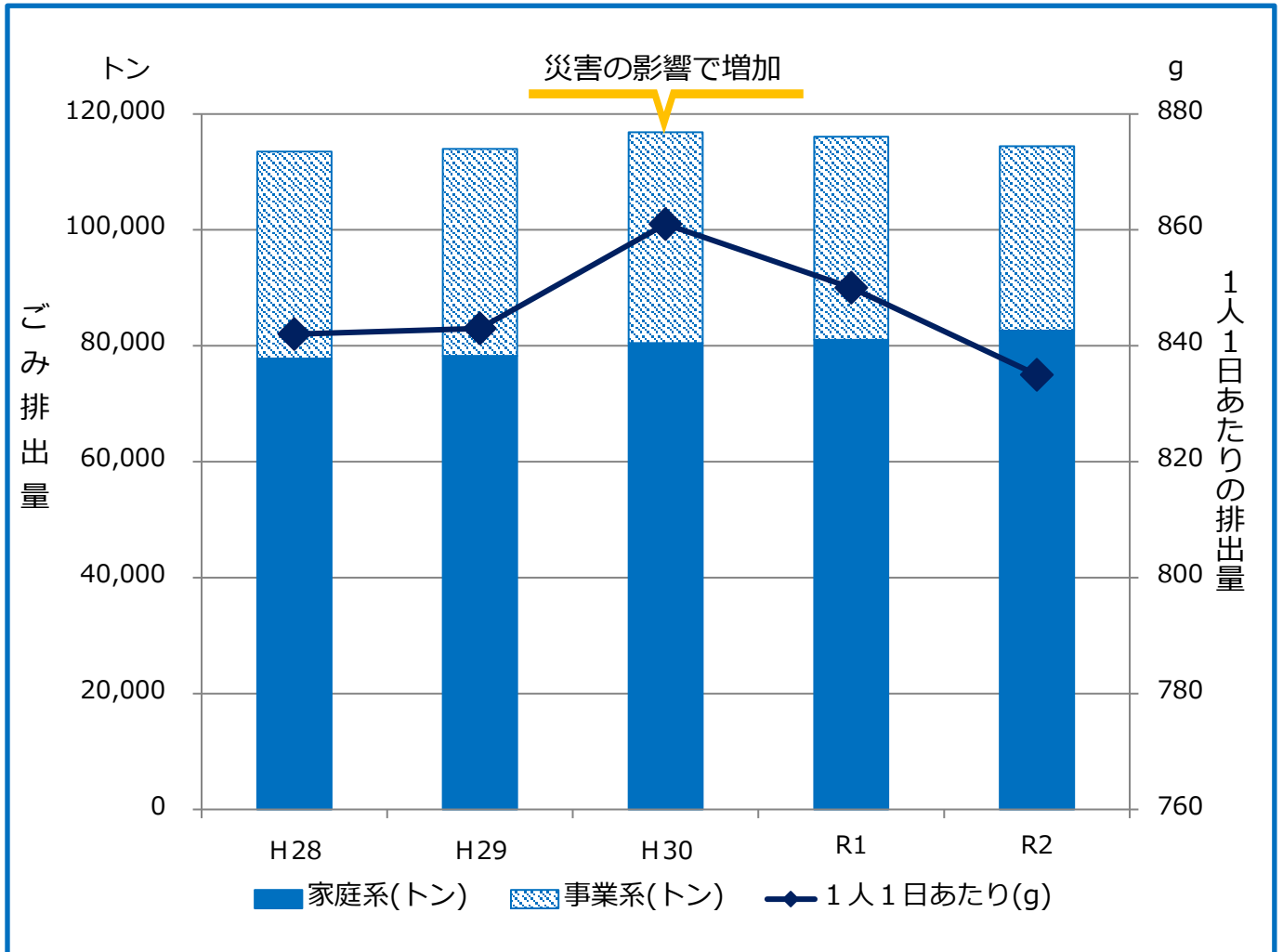
● 燃焼ごみ以外は破砕選別工場で破砕・選別され、資源物は売却され、可燃物は資源循環エネルギーセンターで焼却されます。





(3) 吹田市のごみ排出量推移

- 吹田市のごみ排出量は家庭系・事業系ともに横ばい傾向です。
- 2028年までに1人1日あたりのごみ排出量を760gにすることを目標としています。



※平成30年度については、大阪府北部地震や台風21号の影響による災害廃棄物が含まれています。

2 吹田市のごみ減量の取組（家庭系）

（1）再生資源集団回収報償金支給制度

●新聞、雑誌・雑紙、段ボール、古布、アルミ缶を回収している団体（自治会・子供会等）に対して、回収量 1 kg につき 7 円の報償金を支給しています。

▶ 令和 2 年度実績：（回収量）6,845,922 kg、（報償金）47,921,454 円

（2）ごみの減量・再資源化啓発活動

- 市民に対してごみ減量・再資源化に関する講習会をしています。
- レジ袋削減や食品ロス削減についてのキャンペーン活動をしています。
- すいた環境教育フェスタ等のイベント等において啓発活動をしています。

（3）環境表彰

●広く環境の分野で功労のあった個人・団体の業績を表彰しています。廃棄物減量等推進員も表彰されることがあります。

（4）エコイベント宣言

●ごみの減量や地球環境に配慮した取組を行うイベントを「すいたエコイベント」として応援しています。申請があれば本市ホームページで紹介し、のぼり等の貸出も行います。

（5）家庭系廃食用油回収

- 家庭から排出される使用済み天ぷら油を回収し、飼料や肥料にリサイクルしています。
- 市役所本庁舎環境政策室、山田出張所、千里丘出張所、南千里庁舎、藤白台市民ホール、中央図書館、千里山・佐井寺図書館、江坂図書館、夢つながり未来館、資源リサイクルセンター（くるくるプラザ）、男女共同参画センター（デュオ）、目黒市民体育館、交流活動館、下新田自治会館に回収拠点があります。

（6）フードドライブ

- 家庭で余っている食品を集めて、子供食堂や福祉施設等へ寄附しています。
- 寄附できる食品は常温保存が可能な開封していない食品で、賞味期限が十分にあるものです。
- 新たにキャラクターを創設し、今後も積極的に取り組みます。

吹田市フードドライブキャラクター

ふうど どらいぶ
風土 虎息吹



（7）使い捨てコンタクトレンズ空ケース回収

- 家庭から排出される使い捨てコンタクトレンズ空ケースを回収し、プラスチック製品にリサイクルしています。
- 市役所本庁舎環境政策室、夢つながり未来館、千里山コミュニティセンター、千里出張所、吹田市パスポートセンター、北千里市民サービスコーナー、江坂市民サービスコーナー、資源リサイクルセンター（くるくるプラザ）に回収拠点があります。

（8）その他

- 高齢または障がい等により家庭系ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な方を対象に、ごみの収集サービス（安心サポート収集）を行っています。
- 吹田市内で在宅医療を受けている市民の方を対象に、在宅医療廃棄物を個別に収集するサービス（在宅医療廃棄物収集）を行っています。

3 廃棄物減量等推進員に関する要領、会則、その他法令等

(1) 吹田市廃棄物減量等推進員設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の8及び吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成5年吹田市条例第22号）第11条の規定に基づき、吹田市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の設置その他必要な事項を定める。

(定数)

第2条 推進員の定数は、500人以内とする。

(委嘱)

第3条 推進員は、市内に住所を有する者であつて、一般廃棄物の減量と適正な処理の推進に理解と熱意を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 推進員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動)

第5条 推進員は、次に掲げる活動を行う。

- (1) ごみの適正な排出の指導及び啓発
- (2) 一般廃棄物の減量と資源化の推進
- (3) 本市が行う住民啓発活動への協力
- (4) 地域の要望、提言等の市への伝達

(解嘱)

第6条 市長は、推進員が次の各号の一に該当するときは、その委嘱を解くものとする。

- (1) 任期が満了したとき。
- (2) 市外へ転出したとき。
- (3) その他市長が特別な事情があると認めるとき。

(腕章の着用)

第7条 推進員は、活動中は市長が貸与する腕章を着用しなければならない。

2 推進員は、前条の規定によりその委嘱を解かれたときは、市長に腕章を返還しなければならない。

(活動報告)

第8条 推進員は、第5条に規定する活動に関して必要がある場合、意見、要望、状況等を市長に報告することができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

この要領は、平成17年6月27日から施行する。

(2) 吹田市廃棄物減量等推進員地区代表者連絡会会則

(目的)

第1条 吹田市廃棄物減量等推進員地区代表者連絡会（以下「連絡会」という。）は、吹田市における、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正処理並びに地域の清潔保持を推進すること及び市の施策への協力と吹田市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の活動の支援等を行うことを目的とする。

(組織)

第2条 連絡会は、各連合自治会の地域を単位として、各地域で代表とされた者（以下「地区代表者」という。）をもって組織する。

(事業)

第3条 連絡会は、次の事業を行う。

- (1) ごみの発生の抑制と再生利用の促進に関すること。
- (2) ごみの適正処理と清潔なまちづくりの推進に関すること。
- (3) 市の施策への協力に関すること。
- (4) 推進員の活動の支援と促進及び活動指針の策定に関すること。
- (5) その他、ごみの減量の啓発に関すること。

(役員)

第4条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 幹事 若干名

(役員を選出)

第5条 役員を選出は、推進員の任期ごとに行う。

- 2 会長は、地区代表者の互選とする。
- 3 副会長、会計、幹事は会長が指名する者とする。

(役員職務期間)

第6条 役員職務期間は、選出された日から次の推進員の任期による役員選出の日までとする。

- 2 補充により、選出された役員職務期間は、前任者の残務期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、連絡会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、金銭の出納管理を行う。
- 4 幹事は、会務を処理する。

(会議)

第8条 連絡会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- 2 会議は、会長が招集しその議長となる。
- 3 会議の表決は、出席者の合議による。

(事務局)

第9条 連絡会の事務局は、環境部環境政策室内に置く。

(委任)

第10条 この会則に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、役員会の会議において定める。

附 則

この会則は、平成9年2月1日から実施する。

附 則

この会則は、平成9年6月17日から実施する。

附 則

この会則は、平成12年4月17日から実施する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この会則は、平成24年4月1日から実施する。

(3) 吹田市廃棄物減量等推進員〇〇〇地区連絡会会則（準則）

（目的）

第1条 吹田市廃棄物減量等推進員〇〇〇地区連絡会（以下「連絡会」という。）は、吹田市における、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正処理並びに地域の清潔保持を推進すること及び市の施策への協力と〇〇〇地区の吹田市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）の活動の推進を図ることを目的とする。

（組織）

第2条 連絡会は、〇〇〇地区の推進員をもって組織する。

（事業）

第3条 連絡会は、次の事業を行う。

- (1) ごみの発生の抑制と再生利用の促進に関すること。
- (2) ごみの適正処理と清潔なまちづくりの推進に関すること。
- (3) 市の施策への協力に関すること。
- (4) 地区代表者連絡会の事業計画の推進及び活動計画の策定に関すること。
- (5) その他、ごみの減量の啓発に関すること。

（役員）

第4条 連絡会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 会計 1名

（役員を選出）

第5条 役員を選出は、推進員の任期ごとに行う。

- 2 会長は、推進員の互選とする。
- 3 副会長、会計は、会長が指名する者とする。
- 4 役員を選出したときは、役員の氏名等を連合自治会長及び地区代表者連絡会事務局へ連絡する。

（役員職務期間）

第6条 役員職務期間は、選出された日から次の推進員の任期による役員選出の日までとする。

- 2 補充により、選出された役員職務期間は前任者の残務期間とする。

（役員職務）

第7条 会長は、連絡会を代表し会務を総理する。

- 2 会長は、地区代表者連絡会の構成員となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 会計は、会の金銭の出納管理を行う。

（会議）

第8条 会議は、会長が招集しその議長となる。

- 2 会議の表決は、出席者の合議による。

附 則

この会則は、平成 年 月 日から実施する。

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（廃棄物減量等推進員）

第5条の8 市長村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

(5) 吹田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔保持を推進することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が有効利用されるリサイクル社会の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

（市民の責務）

第5条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を図り、その生じた廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

2 市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

3 市民は、地域の清潔保持に努めるとともに、地域の清潔保持に関する市の施策に積極的に協力しなければならない。

（相互協力）

第6条 市、事業者及び市民は、廃棄物の減量及び適正な処理並びに地域の清潔保持の推進に当たっては、相互に協力し、連携しなければならない。

（市民参加の推進）

第7条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する施策の実施に当たっては、市民の参加と協力の下で行うものとする。

2 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関して、市民の意見を施策に反映させることができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 市長は、廃棄物の減量に関する市民の自主的な活動に対し、必要な援助と協力を行うものとする。

（廃棄物減量等推進員）

第11条 市長は、一般廃棄物の減量等を推進するため、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための施策への協力、市民の自主的活動の推進その他の活動を行う。

(市民の廃棄物の減量)

第15条 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

2 市民は、物品の長期使用並びに不用品の活用及び交換により、廃棄物の減量に努めなければならない。

3 市民は、再生品又は再生利用が可能な物を積極的に使用し、再生利用の可能な物の分別を行うとともに、再生資源の集団回収等の市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。

(投棄の禁止)

第24条 何人も、市の区域内においてみだりに廃棄物を捨ててはならない。

(土地等の清潔保持)

第25条 占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物にみだりに廃棄物が捨てられることのないよう適正に管理し、清潔の保持に努めなければならない。

(6) 吹田市環境基本条例 (抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念と施策の基本となる事項を定めること等により、これらに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の安全で健康かつ快適な生活の確保に資することを目的とする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する責務を有する。

(7) 環境基本法 (抜粋)

(目的)

第1条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。